

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[民法]

2026年8月22日(土)

14:55～16:15

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて2ページです。
- 2 問題は3問、解答用紙は3枚、下書用紙は1枚です。問いごとに解答用紙があります。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

〔民法〕（100点）

第1問(40点)

A社は不動産業及び貸金業を営んでおり、Bは、Aの融資部門の従業員である。Bは、Aより金銭貸付の代理権のみ与えられていたにもかかわらず、Cに対し、Aを代理してA所有物件の甲地を売却する契約を締結し、Cから受け取った手付金500万円を着服し、そのまま行方をくらました。

Cは、Bが融資部門の従業員であることを認識していたが、不動産売却についての代理権限につき特に確認をしなかった。なお、甲地の売買の内容に不自然な点はなく価格は市場相場に沿ったものであった。

(1) Cは、Aに対し、甲地の所有権移転登記を求めることができるか、請求の根拠を説明した上で、その当否を論じなさい。

(2) 上記(1)の請求が認められない場合、Cは、Aに対し、だまし取られた500万円の支払を求めることができるか、請求の根拠を説明した上で、その当否を論じなさい。

第2問(30点)

A社は、不動産販売事業及び高齢者生活支援事業を営んでおり、具体的には、高齢者向け分譲マンションを販売し、マンション購入者(居住者)の安否確認、緊急時対応、生活相談及び食事提供を行っていた。Aは、78歳のBとの間で、A所有の高齢者向け分譲マンション(以下「本件マンション」という。)の一室を代金3500万円でBに売却する契約(以下「契約①」という。)、及び、Aが本件マンションの購入者に対してのみ提供する高齢者生活支援サービス(以下「本件サービス」という。)契約(以下「契約②」という。)を締結した。契約②では月額利用料は10万円とされていた。Bは一人暮らしであり、将来の生活に不安を感じていたため、契約②の本件サービスを受けながら生活することを目的として本件マンションを購入したものであり、Aもその事情を認識していた。また、契約①と契約②の契約書は別々に作成されていたが、同日に締結され、Aの担当者は、「本件マンションは契約②と併せて利用することを予定しています。」と説明していた。

Bが契約①及び契約②を締結してから3年後、Aは経営悪化により高齢者生活支援事業を廃止し、本件マンションの居住者はAによる本件サービスを受けることができなくなった。そのため、Bは、「本件サービスを受けながら生活することが本件マンション購入の目的であった以上、契約②を解除した上で、契約①も解除したい。」と主張した。これに対しAは、「本件マンション自体には何ら欠陥はなく、契約①につき債務不履行は存在しない。」と主張した。

Bは、契約②の不履行を理由に契約①も解除することができるかについて論じなさい。

第3問(30点)

A は、自己所有の土地及び土地上の建物甲(食品加工工場)について、B 銀行のために抵当権を設定し、その旨の登記をした。建物甲には、大型冷凍設備(以下「本件設備」という。)が固定設置されており、工場の設備として使用されていた。

その後、A は資金繰りに窮し、本件設備を建物甲から取り外し、B のための抵当権設定及び A の資金状態のことを知らない同業者 C に売却した。C は本件設備の代金を支払い、本件設備は C の工場受入の準備ができるまで建物甲が建っている敷地(建物甲の外)で保管することが合意され、現在も保管されている。

(1) C は本件設備について抵当権の負担のない所有権を取得するかを論じなさい。

(2) 仮に、C が B のための抵当権設定及び A の資金状態を知っており、本件設備が敷地から C の工場に搬入されたが未だ設置はされていないとする。このとき、B は、本件設備に対し抵当権の効力が及んでいることを理由として、誰に対し、どのような請求をすることができるかについて論じなさい。

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[憲法・刑法]

2026年8月22日(土)

12:30～14:30

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて2ページです。
- 2 問題は憲法1問、刑法1問、解答用紙は憲法2枚、刑法2枚、下書用紙は2枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[憲法] (80点)

公職選挙法（以下「法」という。）138条1項は、公職選挙における特定の候補者に投票してもらうことを目的として、住居や会社、商店などを戸別に訪問してはならないことを定めている。このいわゆる戸別訪問は、法に定められる選挙運動期間（法129条参照）のみならず、年中を問わず一律に行うことが禁止されている。

Xは、202*年7月施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）のA県選挙区において自ら立候補する届出をした直後の同月某日、10軒ほどの知人宅を訪問し、同選挙のA県選挙区選挙においてXに投票するよう依頼した（以下「本件行為」という。）。本件行為によりXは、法138条1項違反を理由として逮捕、起訴された。Xは、本件行為があったことは否定しないものの、上記の戸別訪問の禁止を定める法138条1項と同条違反について罰則を定める法239条1項3号とがそれぞれ違憲であるとして、無罪を主張した。

(1) Xは、いかなる憲法上の主張を行うことが考えられるか。

(2) Xの憲法上の主張の当否について論じなさい。なお、必要に応じて参考となる判例やその中で用いられた論理について言及すること。

[参考条文]

公職選挙法（抜粋）

（戸別訪問）

第138条 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない。

2 （省略）

（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）

第239条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

一、二 （省略）

三 第138条の規定に違反して戸別訪問をした者

四 （省略）

2 （省略）

〔刑法〕（８０点）

甲は、ギャンブルで多額の借金を負い、金融業者の乙から合計６０００万円の返済を厳しく迫られ切羽詰まっていた。そこで、甲が相続により取得した土地（約８０００万円の価値、以下「本件土地」という。）を売却することとした。甲は、Ａとの間で、本件土地を６０００万円で売却する契約を締結し、Ａは、代金のうち、２０００万円を振り込んで支払ったが、所有権移転登記手続がなされないままだった。

残りの返済資金を準備するため、甲は、Ｂに対し「４０００万円を貸してくれ。」と持ちかけた。結局、甲は、Ｂから２０００万円を借り入れて本件土地に抵当権の設定をすることにした。甲は、Ｂとの間で金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約を締結した上で、２０００万円を借り受けたが、抵当権設定登記手続は未了だった。

甲は、乙に対し、前記代金の一部とＢからの借入金の合計４０００万円を支払い、残額の返済を待ってくれるよう頼んだ。乙は「Ｂの抵当権設定登記がまだだよな。残りの借金について、俺を第１順位の抵当権者にしてくれるなら、２０００万円の支払を待ってやってもいい。」と提案した。甲は、乙の提案を了承し、抵当権設定登記手続のために必要な書類を渡した。乙は、自分を第１順位の抵当権者とする抵当権設定登記手続を完了した。

甲及び乙の罪責を論じなさい。

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[商法・民事訴訟法・刑事訴訟法]

2026年8月22日(土)

16:40～18:10

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて3ページです。
- 2 問題は商法3問、民事訴訟法2問、刑事訴訟法1問、解答用紙は商法1枚、民事訴訟法2枚、刑事訴訟法1枚、下書用紙は2枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[商法](30点)

第1問(10点)

株主平等原則について、①根拠条文を挙げつつ、②その趣旨と内容について説明しなさい。

第2問(5点)

株主平等原則に違反した株式会社の行為はどうなるかについて端的に答えなさい。

第3問(15点)

株式会社 A(スポーツ用品メーカー、発行済み株式総数2000万株)は、一部の株主(3年以上前から200株以上を保有する者)に対して、同社のスポーツ用品の割引券10枚(30%引き、同社の直営店でのみ使用できる)を年に1回送付している。

この優待制度が株主平等原則に違反するかについて論じなさい。

[民事訴訟法] (30点)

第 1 問

弁論主義の証拠原則(第 3 テーゼ、第 3 原則)の内容について、その意義、根拠を踏まえ説明しなさい。

第 2 問

X は、Y に対し、2024 年 11 月 14 日、返済期日を 2025 年 3 月 31 日とする約定で 500 万円を貸し付けた。このような消費貸借契約(以下、「本件契約」)の成立につき、両者に争いがある事例について、以下の各問いに答えよ。なお、それぞれは、独立した問題である。

(1) Y が、X を被告として、本件契約に基づく Y の X に対する債務が存在しないことを確認するとの判決を求める訴えを提起した。この場合における Y の訴えの適法性について論じなさい。

(2) Y の訴えに係る訴状の送達を受けた X が、Y の訴えとは別の裁判所に、別訴として、Y を被告として、本件契約に基づく 500 万円の支払を請求する訴えを提起した。この場合における X の訴えの適法性を論じなさい。

[刑事訴訟法] (30点)

強制処分法定主義の意義及び趣旨並びに令状主義の意義及び趣旨について、両主義の関係を意識しながら論じなさい。

また、現行犯逮捕の根拠規定を示した上で、現行犯逮捕が令状主義の例外として認められるのはなぜなのかについて論じなさい。